議会タブレット端末更新事業仕様書

１．件　　名　　議会タブレット端末更新事業

２．履行場所　　基山町役場内の指定する場所

３．仕様内容　　別紙「要求仕様書」のとおり

４．契約期間　　契約締結の翌日から令和１２年１月３１日まで（長期継続契約）

５．使用期間　　令和９年２月１日から令和１２年１月３１日まで
（タブレット端末及びデータ通信）

６．納入期限　　令和９年１月２９日

７．その他

（１）更新形態は、タブレット端末本体（追加アプリケーション使用経費を含む）及びデータ通信の提供とし、使用期間終了後は端末の返却を行うとともにデータ通信契約の自動更新を行わない。

（２）納入の際は、画面保護フィルムの貼り付けやタブレット専用カバーの装着等も行っておくこと。また、作業手順等について、事前に必ず議会事務局と調整しその指示に従うこと。なお、指定する場所に納入を行うこと。

（３）物品の搬入の際に出る不要物（梱包材含む）は特に指定のない場合は持ち帰ること。

（４）初期設定費用には新規 Apple　Account によるタブレット端末の使用環境設定、追加アプリケーションのインストール及びログイン情報の設定、MDM による管理機能の設定を含む。

（５）保証期間は使用期間中とし、正常な使用にも関わらず、物品に不具合が生じた際は、無償修理又は交換を行うこと。また、その他の故障、紛失及び盗難時の補償サービスを提供すること。

（６）機器及び通信の障害発生時におけるサポートを迅速に対応できること。このため、佐賀県内又は福岡県内に本店、支店又は営業所を有し、タブレット端末の導入実績を有している事業者であること。

（７）本仕様書に定めのない事項であっても、業務上必要な事項については議会事務局と協議の上、誠意を持って実施すること。